

平成二十三年八月十二日受領  
答弁第三七一号

内閣衆質一七七第三七一号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十三年八月二日内閣衆質一七七第三四七号）一及び二についてでお答えしたとおり、外務省は、平成二十三年七月十八日から一か月間、外務省職員による公務のための大韓航空機の搭乗を自粛する措置を行っており、外務省以外の府省庁の職員については、本件措置の対象に含まれていないため、大韓航空機に搭乗した事実を網羅的に把握しておらず、また、その必要があるとは認識していない。

三について

先の答弁書三、六及び七についてでお答えしたとおり、竹島問題に係る対応は、従前より外務省が中心となつて行つてきていることから、今回の大韓航空機の搭乗を自粛する措置についても外務省において行うこととしたものであり、現時点では、他の府省庁において大韓航空機の搭乗を自粛する措置を行うことは考えていない。